

新教育ビジョンの策定に向けた取組について

以下のとおり、新たな教育ビジョンの策定に向けた取組を進めることとしたので、報告する。

1 基本的な考え方

これまで、区教育委員会では、令和3年度を目標年度とする「杉並区教育ビジョン2012」に掲げた「杉並の目指す教育」の実現を図るため、施策の重点化を図りながら、着実に取組を推進してきたところである。

現・教育ビジョンは令和3年度をもって終期を迎えることから、この間の取組実績や、国が教育振興基本計画において掲げた「人生100年時代」・「超スマート社会（Society5.0）」の到来などを視野に入れた教育行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、概ね今後10年程度を見据えた新たな「杉並の目指す教育」を実現するための指針を示す必要がある。

このことから、令和4年度を始期とする教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画である新たな教育ビジョン（以下「新教育ビジョン」という。）を策定する。なお、策定にあたっては、区の新たな基本構想の内容等との整合を図る。

2 策定の進め方

（1）（仮称）杉並区教育振興基本計画審議会の設置

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、教育委員会の諮問に応じて新教育ビジョンの策定に関して必要な事項を調査審議する「（仮称）杉並区教育振興基本計画審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

審議会委員の構成

種別	人員
区民	2人以内
学校教育及び社会教育の関係者	6人以内
学識経験者	5人以内
計	13人以内

（2）教育委員会事務局における内部連絡組織の設置

審議会が調査審議を円滑に行うことができるよう、教育長を座長とし、関係部課長等で構成する「（仮称）杉並区教育振興基本計画調整会議」を設置する。

(3) 区民等意見反映のための方策

すぎなみ教育シンポジウムを新教育ビジョン策定に向けたテーマにより開催するなど、区民等の意見を幅広く反映させる。

また、関係団体への意見聴取、区民等の意見提出手続を実施する。

3 推進計画の策定

新教育ビジョンを踏まえ、令和4年度を始期とする新たな教育ビジョン推進計画を策定する。この策定方針については、別途定めることとする。

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和2年度	審議会の設置、調査・審議
3年度	審議会答申、区民等の意見提出手続 新教育ビジョンの策定